

営業所で保存管理の必要な運行管理・整備管理関係の帳票類一覧

【区 分】	帳票類名	根拠法令	備考・保存期間等
Ⅰ. 事業計画等	一般貨物自動車運送事業計画 変更認可届出書	貨物自動車運送事業法第9条	申請書(控)事業運営の間は 保存
	運送約款・運賃及び料金	貨物自動車運送事業法第10条(運送約款) 貨物自動車運送事業法第11条(運賃及び料金等の揭示) 貨物自動車運送事故報告規則第2条の2(運賃及び料金の届出)	運賃表の揭示は「宅配・引 越・霊柩」事業に限る
Ⅱ. 帳票類の整備、報 告等	運転者台帳(労働者名簿)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5(運転者台帳) 労働基準法第107条(労働者名簿) 同施行規則第53条(労働者名簿の記入事項)	当該運転者が諸事情等で当 該営業所の運転者でなく なった場合、その旨を記入 して当該営業所にて3年間 保存
	車両(管理)台帳	各車両の状況把握及び保守管理の資料として必要	車検証及び自賠責の写(支局 に届出している台数、種別 と一致させる)
	事故記録簿・事故報告書	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2(事故の記録)	3年間保存
	事業報告書	貨物自動車運送事業報告規則第2条(事業報告書及び事業実績報告書)	決算後100日以内に提出
	実績報告書	同上	7月10日までに提出
Ⅲ. 運行管理等	点呼記録簿	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条(点呼等)	1年間保存
	運行指示書	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3(運行指示書による指示等)	運行指示書及びその写1年 間保存
	運転日報(乗務記録)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条(乗務等の記録)	1年間保存
	運行記録計	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条(運行記録計による記録)	1年間保存
	教育記録簿(運転者教育記録)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条(従業員に対する指導及び監督)	3年間保存
	運行管理者選任届	貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条(運行管理者の選任届)	事業運営の間保存
	運行管理規程	貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条(運行管理規程)	営業所に備え付けておくこ と
Ⅳ. 車両管理等	日常点検表	道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)	点呼記録簿および日報に準 じる
	点検整備記録簿	道路運送車両法第49条(点検整備記録簿)	1年間保存 ※車両と写を営業所に保管(2か所)
	整備管理者選任届	貨物自動車運送事業輸送安全規則第33条(整備管理者の選任届)	事業運営の間保存
	整備管理規程	道路運送車両法第32の2(整備管理者の権限等)	営業所に備え付けておくこ と
Ⅴ. 労基法等	就業規則	労働基準法第89条(作成及び届出の義務)従業員10人以上が対象	本社より取り寄せ、従業員 が閲覧できるようにする
	36協定	労働基準法第36条第1項(時間外労働及び休日労働に関する協定)	営業所で締結し、労基署へ 毎年届出
	健康診断受診記録	労働安全衛生法第66条(健康診断)	当該者の記録(控)の保存 受 診年から5年間保存
Ⅵ. 法定福利	会計帳簿類	法人税法・会社法・健康保険法・厚生年金保険法等	賃金台帳・社会保険等加入 状況表は控を営業所に保存
	賃金台帳		
	社会保険等加入状況		